

# 教育の本質及び教職の意義に関する一考察 — 全人教育としての教師の教育観・生徒観・指導観 —

著者	太田 かおり
雑誌名	社会文化研究所紀要
号	77
ページ	23-45
発行年	2016-02-29
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1265/00000564/">http://id.nii.ac.jp/1265/00000564/</a>

## 教育の本質及び教職の意義に関する一考察 — 全人教育としての教師の教育観・生徒観・指導観 —

太 田 かおり

### はじめに

「教育とは、学校で学んだことをすべて忘れ去ってしまった後にも残っているものである。“Education is that which remains, if one has forgotten everything he learned in school”<sup>1</sup>（英文は原文のまま）」この言葉は、アルバート・アインシュタイン（Albert Einstein<sup>2</sup> 1879～1955）の教育観をよく表している。1936年10月15日、アメリカの高等教育三百年記念式典において、アインシュタインは教育についてこのような見解を述べた<sup>3</sup>。教育が目指すべきは、世の中に氾濫している膨大な量の知識を詰め込むのではなく、それらすべてを忘れ去った後にも子どもたちの中に確かに残る、より本質的でより根源的なものを携えることにあると唱えている。筆者の教育観にも通じるこの言葉は、教育<sup>4</sup>の本質を示す重要な言葉として、本論文の冒頭に置くこととする。

上記の言葉は、学校教育が人間教育及び人格形成の本質に強く影響を及ぼすものであることを示唆している。「本質」とは、それなしにはそのものが存在し得ない性質のもので、物事の中核や根幹となる最も重要な部分である。すなわち、教育に携わるということは、子どもたち一人ひとりの中に人格の根幹や骨格となる支柱を築く仕事に就くこととあり、この意味において教職が極めて特殊な職業であるということは明白である。教育基本法によると、「法律に定める学校<sup>5</sup>の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない（教育基本法 第九条 第一号）」と記されており、教師は強い使命感と責任感を持って常に自己研鑽に励

み、子どもたちの教育に尽力することが謳われている。また、教育公務員特例法においては、「この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、(中略)規定する(教育公務員特例法 総則 第一条)」とあり、教員が「崇高な使命」を持ち教育に従事する「国民全体への奉仕者」としての存在性を内在していることを示している。

本稿は、教育の目的や教職の意義について考察し、教育の本質とは何かに迫ることを目指す。まず、教育基本法並びに学校教育法が掲げる教育の目的及び目標について概観する。次に、歴史に残る賢人らが教育をどのように捉えてきたかについて触れつつ、全人教育を行ううえでの教師の教育観・生徒観・指導観、教育における信頼関係及び学級づくりの重要性、さらには教師や学校の果たす役割について論じ、教育の本質とは何かについて考察する。最後に、社会が求める人材について言及し、学校教育が育む人間像と実社会が求める人材像との一貫性について論じる。なお、筆者は教育について論じるにあたり、教育の原点は家庭教育にあり、教育は家庭・学校・社会が三場一体となって行うものである、という教育観を基本に置く。したがって、本稿における「教育」も家庭・学校・社会にて行われる教育全体を潜在的に含意するが、ここでは教職の意義や役割について考察するにあたり、特に学校教育に焦点をあてて論じることとする。

## 1. 教育の目的及び目標

教育は、どのような目的で行われ、どのような人間を育てることを目指して行われるものなのであろうか。教育基本法<sup>6</sup>には、教育の目的をはじめとする教育に関する理念や原則が定められている。制定から60年余り続いた旧教育基本法は、新しい時代の変化や要請に対応するため全面改正され、2006年12月22日に改正法が施行された。教師は教育基本法に明示された教育の目的や目標をよく理解し、日々の教育活動を通じてこれらの目的を実現させる責任を負っている。教育基本法は、教育に従事する者にとっては最も基礎的・根幹的な事項として既知の内容であるが、あえてここに引用し、その目指すところを今一度確認しておく。

**教育の目的:**

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

〔教育基本法 第一章 教育の目的及び理念（教育の目的） 第一条〕

教育基本法第一条には、教育が人間教育を行うことを目的としており、子どもたちの人格の完成を最終目的とすることが明記されている。また、教育の目的には、「人間教育」・「人格の完成」という個人の成長を促す個人的側面と、「国家及び社会の形成者」としての資質を備えた人間の育成を目指す社会的側面との二つがあることが見て取れる。すなわち、教育は「個人」のためであると同時に「国家及び社会」のためのものであり、これら二つの目的<sup>7</sup>を共に果たすことが教育の理念として掲げられている。したがって、教育に関わるすべての指導や活動、具体的には各種教科授業、学校行事、学級活動、生徒指導、道徳活動、特別活動、進路指導等は、これら二つの教育の目的を実現させるために行われるものであることが基本となる。

とりわけ教育における教科指導等の知識教育は、知識や学力の育成という観点から、しばしば重きが置かれがちである。しかし、教科教育の充実が学力の育成を図るうえで極めて重要であるものの、いかに高度で優れた教科指導が行われたとしても、人間教育が充分でなければ教育の目的は半分も果たせていないことになる。学校教育は、各教科授業を通して知識の伝達を行うだけでは、その役割を果し得たことにはならない。教科指導とともに、行事や活動を含むあらゆる教育活動を通じて子どもたちの人格を磨き、人間性を高め、バランスのとれた人間形成を目指すことが、教育の両輪として不可欠である。教育に関わる者は、先ずもってこのことを念頭に置き、日々の教育実践に取り組む必要がある。教師は、教育が目指すべき方向性を見失うようなことがあってはならない。

次に、教育基本法第二条に記された教育の目標を以下に記す。「目標」とは、「目的」を達成するための具体的な手段や道筋を示したものであるため、「目標」は「目的」の下位概念である。したがって、教師は教育基本法に明示された教

育の目的を実現するため、以下に示す五つの教育目標を達成することが求められている。

**教育の目標:**

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな心身を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐぐんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[教育基本法 第一章 教育の目的及び理念（教育の目標） 第二条]

教育基本法に示された教育の目標には、「知力」・「徳力」・「体力」をバランスよく育成する旨が記されているが、この教育理念は、文部科学省が長年掲げてきた教育の柱でもある。教育基本法の教育目標をキーワードで表すと、「知識・教養、真理追究心、豊かな感性、道徳心、健やかな心身、個性尊重、創造性、自主性、自律心、職業観、正義感、責任感、平等性、公正・公平性、自他の敬愛、協同の精神、協調性、公共心、主体性、社会性、行動力、リーダーシップ力、開拓心、貢献心、生命倫理観、自然環境保護、伝統・文化の尊重、愛国心・郷土愛、国際理解、国際性」等となる。教師は、学校における日々の教育活動を通じて、ここに示した知識や能力、資質や精神、感性や態度を子どもたちに豊かに育むことが求められている。文部科学省（2007）は、教育基本法の教育の目的（第一条）及び目標（第二条）の要点を次の3点にまとめ、「1）知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、2）公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、3）我が国の伝

統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すこと、と唱えている。

また、学校教育法<sup>8</sup>第二条には、教育基本法に記された五つの教育目標をさらに具現化すべく、教育<sup>9</sup>の目標が十項に亘って記されている。学校教育法には教育基本法のキーワードに加え、「規範意識、公正な判断力、家庭・家族の役割への理解、衣・食・住・情報・産業等の生活に必要な事項の理解と技能、読書を通じた言語力、数量的能力、科学的能力、健康・安全のための生活習慣、芸術への理解・技能」等が教育の目標として掲げられており、これらの能力、習慣、技能の育成についても、教育が果たすべき重要な役割となっている。

何事を行うにおいても、目指すべき目的や目標があるからこそ、その達成に向かって前進し続けることができる。教育においても同様のことが言える。教師は前記の教育の目的や目標を踏まえ、子どもたちの人格形成と未来を切り拓く有為なる人間教育の実現を目指し、尽力することが求められている。

## 2. 教育の本質に迫る

### 「信頼」に基づく「学級づくり」の重要性

教師はどのような教育観・生徒観・指導観をもって子どもたちの教育に携わるとよいのであろうか。また、どのような教育が、子どもたちの成長を良好な方向へと導き、全人教育として有機的に機能し得るのであろうか。

本稿は、学校教育が十全に機能するための必要条件として、個人が成長するための基盤となる信頼関係づくり及び学級づくりの重要性を挙げる。教育が成立する基本として、教師と生徒間、生徒と生徒間における信頼関係の構築が先ずもって肝要である。加えて、それを育むための学級づくりが相補的に不可欠となる。これについては多くの賢人や教育者らも同様のことを述べており、吉田松陰は、教師と子どもたちの関係性について、「お互いの心を知り合い、心から交わる者<sup>10</sup>」と表現している。教師は子どもたちを慈しみ信頼し、子どもたちも教師を尊敬し信頼する。このように信頼感のある人間関係こそが、よりよい教育の実現には不可欠であるとしている。また苦野（2014: 195）は、教師に必要な資質として「信頼、忍耐、権威<sup>11</sup>」の三つを挙げ、とりわけ「信頼

と忍耐」が教師にとって最も重要な資質であるとしている。土岐（2006）は、教育の成果を挙げるためには「教師と生徒の人間関係の質を高めること（p.6）」が重要であり、「教える者も、学ぶ者も、安心できる人間関係と学習環境を創り出すこと（p.172）」が不可欠であるとしている。さらに菊池（2015）は、「子どもたちが持っている力を存分に発揮するには、安心と安全の関係に満ちたクラスという空間が必要（p.10）」と述べ、安心感と信頼感のある学級においてこそ、子どもたちは人間としての成長を果すことができるとしている。

このように、教育の成否は、教師と生徒間の信頼関係構築とそれを支え育む基盤となる学級づくりが鍵を握る。学校教育の基本単位は学級であり、学級づくりの充実と成功の如何によって教育効果は大きく左右される。よい教育はよい学級で生まれ、よい学級は教師と生徒との確かな信頼関係のもと、手間暇をかけて築かれていくものである。

ではなぜ、教育が成立する基本条件として、教師と生徒の信頼関係が先ずもって不可欠なのであろうか。それは、子どもたちが無限の可能性を秘めた全人格的な存在だからであり、発達段階にある子どもたちが未知の可能性を持つ全人格的な存在であるという人間観が教師にあるのであれば、教師の子どもたちへの信頼と尊敬は至極当然のことであり、むしろ教師が教育を行ううえで揺るぎない信念として兼ね備えるべき心の在り方ということになる。「教育の秘訣は、生徒を尊敬するところにある（エマーソン）<sup>12</sup>」という言葉からも、同様の教育観が窺える。

教師からの絶対的な信頼感に支えられて教育活動に臨むことのできる子どもたちは、自己肯定感を抱くことができ、自分の存在に自信を持つようになる。宮川・浅沼（2015）は、「子どもだけではなく、人間はどの年齢段階においても自己承認を求めており、自己肯定感は生きる上で必要な感覚、感情（p.17）」であり、教育を通じて子どもたちの「自己肯定感や自律的精神を育むこと（p.26）」ができる教師は理想的である、と結んでいる。

敬愛と信頼を寄せて子どもたちに寄り添い続ける教師を、子どもたちは信頼し、尊敬し、教師から学び、信頼に応えたいと思うようになるであろう。ここに教育の原点がある。子どもと教師の間で信頼感が生まれ、それが円滑に循環

するようになると、相互の信頼感はさらに深まり、安心感が生まれ、向上的な教育の実現へと繋がる。他者から信頼されたことのない子どもは、信頼されるということがどのようなことであるかを経験的に知らないため、おそらく他者を信頼することはたやすいことではないであろう。言い換えれば、子どもは、親や教師等の身近な他者から信頼されて初めて、自己が信頼に値する存在であるという認識と自覚を持つようになり、他者をも信頼する基盤が形成される。信頼されることを実感している子どもは、他者を信頼し実践できる。教師と生徒そして生徒と生徒の間に信頼関係を築くのであれば、先ずもって教師が生徒を信頼しなければ始まらない。ここで大切なことは、教師は子どもたち一人ひとりを分け隔てなく信頼し続けるということである。子どもたちは誰もが、無限の可能性を等しく持ち合わせている。そして芽が出るのに多少時間のかかる子どももいる。遅咲きの子どもたちの芽を、教育が摘んでしまうようなことがあってはならない。したがって、教師から子どもたちへの信頼感は、たとえそれが一方通行であり続けるとしても、その信頼感を教師は決して諦めてはならない。これが、教育の要諦だからである。

なお、文部科学白書(2014)によると、「我が国の子供たちについては、〈中略〉自己肯定感や学習意欲〈中略〉の低さ等で課題が指摘されており、子供の自信を育み能力を引き出すことが必ずしも十分にできておらず、教育基本法の理念が十分に実現できているとは言い難い状況 (p.43)」であることが指摘されている。教育の現場において、子どもたちの自己肯定感を育む基本となる教師と生徒間の信頼関係が揺らいでいるとすれば、これは大きな問題である。自己肯定感は、子どもたちに自信と自尊心を携え、何事にも挑戦する勇気と活力を生み出す原動力となるからである。学校教育は子どもたちにとって、教育に関する最後の砦とも言われている。当然のことながら、人間教育の原点は家庭教育にこそあるが、一方で、どのような家庭環境にあっても、すべての子どもたちが学校では教師によって等しく信頼感を持って受け留められる必要がある。教師は、子どもたちを誰一人として見放すようなことがあってはならない。教育に携わる者はこのことに留意し、子どもたちの教育と学級づくりに臨む必要がある。



## 個が多様性が輝く全人教育

子どもたちの資質や能力は多様であり、未知の可能性を秘めている。一人ひとりの能力を引き出し育む教育を行うためには、柔軟な視点による教育や指導を必要とする。子どもたちの凸凹な多様性に対する教師の心構えについて、吉田松陰は次のように説いている。「人はそれぞれ、できることとできないことがある。一人の人間で、すべての能力を兼ね備えようと望んでも、決して、できることではない<sup>13</sup>。」、さらに、「人には得手不得手がある。英雄にも無得手があり、また、愚かな者にも得手がある<sup>14</sup>。」と述べている。これは教師が子どもたちの成長を見守り育む際の、極めて大切な視座である。

筆者は、かつて中等教育にて英語の教鞭を取っていたことがあるが、赴任一年目の体育大会にてある大切なことを子どもたちから学んだ。リレー競技を全力で走り、ひと際輝く生徒の姿を見つけた。その生徒はどちらかというと英語が得意な方ではなかったが、授業中の表情と違って必死に走る姿に、この子が輝く瞬間と出会えた気がして心が躍った。得意分野で力を発揮している際に子どもたちが見せる表情は逞しく美しい。同じような体験を、合唱コンクールでもした。英語の授業中はあまり目立つことのない生徒が、合唱曲のピアノ伴奏者を務め、大きなホールの舞台で力強く清らかな旋律を奏でた。クラスの生徒たちは心をつなげて彼女の伴奏に歌声を乗せた。筆者はその勇姿に感動するとともに、心からのエールを送った。子どもたちには、一人ひとりが輝く場面があり、どのような分野で輝くかは人によって異なる。英語が得意な子もいれば、そうでない子もいる。英語ができないから落ちこぼれということではなく、各人がここぞという時に輝けるよう得意分野を伸ばし、苦手分野を補っていくことこそが教育には重要なのだとあらためて実感した。筆者も含め、万事において完璧な人間はいない。できる喜びや達成感を味わう経験をたくさん重ねつつ、できることを増やしていく。子どもたちには、未だその時点ではできないことがたくさんある。できないことができるようになるために、あるいは将来的にできるようになるための方法や能力を身につけるために、学校へ来て教育を受けるのである。

特に中学校や高等学校段階の教育に関わる教師は、自身の教科授業のみなら

ず、担当科目以外における子どもたちの取り組みや活動の様子を積極的に観て知るよう努めることが重要である。同一教科の指導に集中するあまり、その他の科目や諸活動における子どもたちの努力や能力、成長や活躍の実際を見落としがちとなり、それでは子どもたちの全人性を捉えるうえでの重大な盲点となってしまうかねない。学校が全人教育を行う場である以上、教室内だけで行われる限られた教科指導内で観察できる子どもの様子がすべてではない。一人ひとりが持つ素質や能力、興味や関心の度合いを見極め、各人が伸び伸びと能力を開花させられるよう、教師は授業外の子どもの様子にも目を向け、全人的な人間教育に繋げていくことが肝要である。

辛島塩井（1755－1839）は、江戸時代に熊本藩の藩儒を務めたとされる人物であるが<sup>15</sup>、次のような言葉を遺している。

「草花を種るにも、白きもあり、青きもあり、紅もあり、黄もあり、これまた種類の異なるものなれども、その仕立の法、肥を下し、根に培い、陰をさけ、陽につくなど、種植の大法は次第よくなければならぬものなり。学問の道も、人材はその長ずるところに従うて成就すべけれども、教法の大本は一揃になければならぬことを、よくよく熟知すべきことなり<sup>16</sup>。」（辛島塩井『学政或問』）

〔現代語訳〕 花や木を植える時にも、白いものもあれば、青いもの、紅いもの、黄色いものもある。さまざまな種類があるが、それらを育てる方法は、肥料を与え、根を育て、日陰を避けて太陽の光にあてるなどして、種類の特性に応じて順序よく行われなければならない。教育においても、人材はその得意とするところを伸ばすことで育つものであるが、大事なことは、指導内容が片寄ったり欠けていたりしてはならないということを、十分に理解しておくべきである<sup>17</sup>。）

上記の言葉は、人間の多様性について言及している。各々の能力や性格、資質や興味関心は多様に異なるため、一人ひとりの良さや可能性を十分に引き出せるよう、個々を見つめる教育を行うことが重要である。種や苗がよく育つには、土台となる土づくりが基本となるが、土づくりは学級づくりとも似ている。

子どもたちの人間形成が行われる学級は、やがて芽を出し蕾をつけ、花開く子どもたちを、多種多様な種や苗木の状態で保護者から預かり育てる場所に例えることができる。「預かり」と記したのは、大事に遅しく育てた子どもたちは、次の教育段階へと進み、やがて社会の一員として自分らしい色合いや形、香りの花を咲かせる存在となるからである。次に根を下ろす土壌や環境が変わっても、弱ったり枯れたりすることのないよう、大きく立派に張った根、太く折れない遅しい幹、柔軟でしなやかな枝を持つ樹に育てておく必要がある。環境が変わっても、自立的に学び成長し続ける人間であるために、潜在力や汎用的能力を高めておくことが肝要である。教師は、子どもたちが互いの能力や意見の相違を認め合い、尊重し合いながら成長できるよう、多様性がより豊かに輝く学級づくりを工夫したい。

### 成長過程の子どもたちを見守り育む生徒指導観

学校は、未熟で成長過程にある子どもたちが集う学び舎であるため、子どもたちの人間形成段階においては、さまざまな困難や問題が生じるものである。学校教育において何かしら問題のある行動を起こした生徒に対し、教師がどのような生徒観で指導にあたるのがよいか、について示唆を与えてくれる言葉を以下に示す。

「過ぎたことは咎めなくてもいい。これからのことを語ろう<sup>18</sup>。」という吉田松陰の言葉は、前向きな生徒指導観に基づいているだけでなく、未来ある子どもたちに対する教師の期待感と信頼感が窺える。生徒が犯した一つの過ちや失敗の過去にとらわれるのではなく、常に心を新たにし、子どもたちの未来の成長に期待を寄せる。教師には、どんな時も生徒を信頼し、根気強く関わり続け、長期的展望で子どもたちの成長を見守り支援し続ける寛大さと忍耐強さが不可欠である。また、「罪は事件にあり、人にあるのではない。一つの罪を犯しただけで、どうしてすぐに全人格を否定してよかろうか。よくない<sup>19</sup>。(吉田松陰)」という言葉からも、同様の教育観が読み取れる。

筆者のこれまでの教育経験から、問題行動を起こす子どもたちには、家庭や友人関係、あるいは個人的に何らかの悩みや問題を抱えていることがしばしば

見受けられた。問題行動に対して、子どもたちをただ叱責するだけでは問題の根本は何も解決しない。なぜそのような問題行動を起こすに至ったのか、子どもたちが置かれた環境や背景にも目を向け、子どもたちの心に寄り添う存在となることが大切である。まずは子どもたちの心のつぶやきにじっくりと耳を傾けることが第一である。胸中深くに閉じ込められた不安や孤独、疑念や怒りなどの感情を子どもたちが少しずつ吐き出してくれたなら、教師はそれらをしっかりと受け止め、これからの歩みにつながる希望の言葉をかけてあげることが肝要である。人間形成の過渡期にある子どもたちは、失敗も過ちも起こし得る。教師の役割は、子どもたちの行動が過ちであったことに気づかせることに終始せず、次に同じ過ちを犯すことがないように正しい方向へ導き手助けすることである。子どもたちの心の状態や家庭環境等の現状を掌握し十分に理解したうえで、今後について語り合い、子どもたちがもう一度新しい一歩を踏み出せるよう、そっと肩を押してあげることこそが、問題行動を起こすに至った子どもたちには必要なことであると思われる。この時、厳しい言葉の中にも子どもたちへの愛と信頼があるかどうか極めて重要である。子どもたちは、苦悩する時こそ心ある教師の言葉や対応に救われ、転んでもまた立ち上がって前へ歩み出そうとする勇気を与えられるものである。教師の役割とは、そういった存在であると筆者は考える。

### 桜の成長に重ねる、長期的展望の中で育む人間教育観

教育の在り方は、桜の苗木の成長に例えることができる。苗木〈生徒〉が育つには、豊富な養分をたくさん含む肥えた土壌〈学級〉が基本となる。加えて、適量の水や肥料を与え〈知識・人間教育〉、太陽の光〈ぬくもりある言葉や声かけ・励まし・笑顔〉を与えながら苗木を大きく育てていく。甘やかして肥料や水を与えすぎても枯れてしまうことがあるため、適量を見極めることが重要である。そして忘れてならないのは、こうして大切に育てた苗木も、若い苗木には未だ蕾や花〈成果や結果〉は直ぐには芽吹かないということである。土を肥し、水と太陽の光を与え続け、何年もかけて幹や根を豊かに育てる〈人間教育・人格の形成〉。時には、害虫や病気に蝕まれないよう細やかに目を配り、

手入れをする〈生徒指導・生活指導〉。やがて蕾をつけ、花が咲く開花の日まで、一日、一カ月、一年、二年と根気強く手入れをし続ける。そして、桜の開花に必要な条件としてもう一つ忘れてならないのは、厳しい冬〈試練〉の存在である。美しい花は、厳しく寒い冬があるからこそ、ようやく迎えた開花の時期に、春の到来を感じて一気に花を咲かせる<sup>20</sup>。まさに教育は、これに等しい。

満開に咲き誇る美しい桜の開花には、実はそれまでに長い準備の期間があることを多くの人には知らない。四月に咲く桜の蕾は、いつ頃から作られ始めるのか知っているだろうか。春の短いひと時に美しく花咲くために、桜は開花期よりずっと前の、前年の夏頃から開花の準備を始めている。桜が散り、新緑の季節を迎え、7月の盛夏の陽射しを浴びて大きく育った葉は、幹や根を強く逞しく成長させる。そしてこの頃、桜は翌年の春に咲く花の蕾を作り始める。秋の紅葉が過ぎすべての葉が落葉すると、枯れ木のように見える11月頃の枝先には、見落としそうなほど小さな蕾が既に固くしっかりと結ばれている。こうして桜は、小さな蕾をつけたまま厳しい寒さの冬を越える。そして春のぬくもりを感じると、固く結んだ蕾はゆっくりと膨らんで、大切に育ててきた柔らかな花びらを大きく広げ、美しい開花の時をいよいよ迎えるのである。

人間の成長も、これになぞらえることができる。花を咲かせるためには、それなりの準備期間と持続的な手入れが必要である。すなわち、よりよい教育の実現には、春の陽射しのようにぬくもりに満ちた優しさ、夏の太陽のように躍動感あふれる活発な活動の時期と、秋の実りのように物事をじっくり深く考え熟成させる期間と、冬の北風のように厳しい鍛錬の時とのすべてが不可欠であるように思われる。

前出の辛島塩井もまた、教育について次のような言葉を遺している。

「人材というものは急に成就するものに非ず。〈中略〉教育の法とはとにかく切詰矢詰にすることなく、寛かにいたして、ゆらりゆらりとするうちに、覚え知らず、養いなすものなり<sup>21</sup>。」（辛島塩井『学政或問』）

〔現代語訳〕 人材というものは、直ぐに育つものではない。(中略) 教育の方法はとにかく急ぎ立てで行うのではなく、寛大な心で見守って徐々に進めていくうちに、知らず知らずのうちに育っているものである<sup>22)</sup>。

上記の言葉にもあるように、教育の成果は、短期間で顕著に現れるものではない。そして、花や木の生育が個体ごとに異なるように、子どもたちの成長にも一人ひとりの努力や能力、興味や関心の違いによって個人差がある。皆が一斉に一律に、というほど教育は単純なものではない。長期的な展望の中で子どもたちは教師との信頼関係のもと人間形成を図り、真の意味での人間力と逞しさ、そして優しさや思いやりの心を兼ね備えた人間へと成長するものである。子どもたちの人間教育は、気づきや学びの多い充実した日々を重ねる中で、時間をかけてじっくりと醸成されていく。焦らず、決して諦めず。教育の成果は、ずっと後になってようやく現れる性質のものである。したがって、教師は、教育や指導の成果を拙速に求めるのではなく、子どもたちの未来の成長をも見据えた長期的な観点から、教育に携わる姿勢を持ち合わせておく必要がある。ずっと先になって芽吹くこととなる苗木を枯らすことなく大切に育て続けることこそが、教師に託された目には見えない大きな役割である。

### 個人と社会を繋ぐ「学校」という学び舎の役割

「一人で学問をし、一緒に学ぶ友達がなければ、学問の内容は偏り、見識は狭くなる<sup>23)</sup> (吉田松陰)」、という言葉に示されるように、学校は、自分と異なる環境のもとで育った他者が集う学び舎である。このような意味において、学校はしばしば社会の縮図と称される。子どもたちは、学校という小社会の中で家族以外の他者—すなわち教師 (大人)・友人 (同級生)・先輩 (上級生)・後輩 (下級生)・事務職員 (大人) 等—と触れ合い、価値観や意見の多様性について体験的に学ぶ。核家族や共働きの家庭が増加傾向にある現代において、家族以外の他者と深く関わり合い、個人が共同社会においてどのように行動し、どのように輪を繋ぎ、どのようによりよい人と人との関係性を築くのかについて経験的に学ぶ場として、学校の存在意義は極めて大きい。子どもたちは

学校で、教師から学ぶだけでなく、友から学び、仲間から学ぶ。他者との人間関係を構築することの難しさやその方法を試行錯誤しながら模索するとともに、助け合いや協働の大切さ、連帯感や仲間意識を通じた感動や充実感を実感する。さらに、一人では成し得ることが難しいと思われることに対しても、仲間や教師と協力し合い、団結することによってより大きな課題や困難を乗り越えることができるという達成感も体感する。このように、学校は個人の能力や資質を伸ばし高めるとともに、社会性やチームワーク力、責任感や協同の精神を養うという点においても、子どもたちの貴重な学びと人間成長の場である。学校は、教育を通じて個人を育み、社会との架け橋になるという重要な機能を担っている。

「学校というものが盛んになるか衰退するかは、すべて先生が心ある立派な人であるか、それともくだらない愚かな人であるかによる<sup>24</sup>（吉田松陰）」という言葉にもあるように、学校教育の成否は、教師の努力と才幹、そして人徳によるところが大きい。「心ある立派な人」と表現されていることから、教師が立派であるのは、学歴や才能を超えた人格や人間性の素晴らしさにこそあるということは、言うまでもない。

学校教育を通じて、子どもたちは個人と個人が触れ合う中で相乗効果的に成長を遂げていくものであるが、教育効果が十分に発揮されるためには、教育の基盤となる教師と生徒間及び生徒と生徒間における信頼感に支えられた人間関係と、それを実現させる学級づくりとが極めて重要な鍵を握る。

### 3. 「教育が育む人間像」と「社会が求める人材像」

教育が目指す人間像と、それを実現させる教師の教育観・生徒観・指導観、さらには教育の基礎となる信頼関係や学級づくりの重要性について論じてきた。では、社会や時代が要請する人間像・人材像とはどのようなものであろうか。また、社会で仕事をする際に求められる能力とはどのような能力であろうか。既に述べたとおり、学校が教育を通じて果たすべき目的は、「個人の人格形成」（個人的側面）と「社会の形成者と成るための資質教育」（社会的側面）の大きく二つである。学校がこれら二つの目的の実現を目指して教育活動を行

う場である以上、学校教育と実社会との間には一貫した連続性が存在しなければならない。言い換えれば、国家が定める教育基本法における教育の目的及び文部科学省が定める学習指導要領の教育方針と、経済界や社会が求める人材像との間に、大きな隔たりがあってはならない。なぜなら、基本的な知識や能力・態度の育成は、子どもたちが社会へ出る以前の教育活動を通じて長期的に醸成されるものであり、社会で求められる能力の素地は既にこの段階で築かれている必要があるからである。つまり、教育は、個人と社会の間に存在する懸隔を丁寧に埋め、個人を社会へ橋渡りする重要な役割を担っている。子どもたちは、将来的に社会の中で生きていく存在であるがゆえに、教育が目指す人間像と社会が求める人材像との間には極端な不一致があってはならない。子どもたちが一定の教育課程を終え社会へ羽ばたく頃には、社会に通用し得る資質・能力の基本が十分に備わっていなければならないのである。

経済産業省は、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」として「社会人基礎力」を2006年に提唱した。経済産業省(2009: 2)によると、「社会人基礎力」は三つの能力、1) 前に踏み出す力、2) 考え抜く力、3) チームで働く力と、それらを構成する十二の具体的な能力要素、1) 主体性、2) 働きかけ力、3) 実行力、4) 課題発見力、5) 計画力、6) 創造力、7) 発信力、8) 傾聴力、9) 柔軟性、10) 状況把握力、11) 規律性、12) ストレスコントロール力から成っており、これに倫理性が加わる。なお、ここで留意すべきは、「社会人基礎力」は社会人として活躍するために必要な能力の一部分を表すものであって、これらの能力が備わっていれば社会人として充分であるということではない、という点である。すなわち、「社会人基礎力」は、「基礎学力(読み書き、計算、基本ITスキル等)」、「専門知識(仕事に必要な知識や技能等)」、「人間性及び基本的な生活習慣(思いやり、公共心、倫理観、基礎的なマナー、身の周りのことを自分でしっかりと行うことができる)」等の他の知識や能力、習慣と相互に作用することによって、より効果的に機能するものと考えられている(経済産業省, 2009: 3)。このように、社会で求められる能力とは、家庭や学校、社会における教育全体を通じて培われた「基礎学力」や「人間性」、そして「基本的な生活習慣」を基盤としつつ、「社



会人基礎力」や「専門的な知識・技能」が兼ね備わることによって、初めて十全にその能力が発揮されるのである。

以下に示す表1は、「教育が育む能力」と「社会が求める能力」をそれぞれ能力別に分類し、一覧として表示したものである。「教育が育む能力」については、教育基本法の第二条「教育の目的」に明記されている条文から資質・能力を表す語句をキーワードとして筆者が抽出した。また、「社会が求める能力」については、経済産業省の「社会人基礎力（2009）」と厚生労働省の「就職基礎能力（2004）」を参照し、これらを能力別に分類した。

表1. 「教育が育む能力」と「社会が求める能力」の比較

能力カテゴリー		知識・学力	自己管理能力	創造力	協調性	行動力・発信力	倫理観・公共心	その他
教育が育む能力	教育の目的 (教育基本法)	○知識・教養	○健やかな心身	○創造性 ○真理追究心 ○開拓心	○協調性 ○協同の精神 ○責任感 ○貢献心 ○個性尊重 ○自他の敬愛	○主体性 ○自主性 ○自律心 ○リーダーシップ力 ○行動力	○道德心 ○正義感 ○生命倫理観 ○平等性 ○公正・公平性 ○公共心 ○社会性	○職業観 ○環境保護意識 ○伝統・文化の尊重 ○愛国心・郷土愛 ○豊かな感性 ○国際理解 ○国際性
	社会人基礎力等 (経済産業省)	○基礎学力(読み書き、計算、基本ITスキル等) ○専門知識(仕事に必要な知識や技能等)	○基本的な生活習慣 ○ストレスコントロール力	○創造力 ○課題発見力 ○計画力	○ <u>傾聴力</u> ○柔軟性 ○規律性 ○ <u>状況把握力</u>	○主体性 ○働きかけ力 ○実行力 ○発信力	○思いやり ○公共心 ○基礎的なマナー	
社会が求める能力	就職基礎能力 (厚生労働省)	○読み書き ○数学的思考力 ○社会人常識 ○情報技術・経理・財務・語学能力		○向上心・探究心	○ <u>意思疎通</u> ○協調性 ○責任感	○自己表現力	○基本的なマナー	○職業意識・勤労観

[参照資料: 教育基本法第二条「教育の目的」、経済産業省「社会人基礎力（2009）」、厚生労働省「就職基礎能力（2004）」の資料を参照し、筆者が一覧を作成。なお、「教育が育む能力」に特徴的に見られる能力要素には~~~~下線を、「社会が求める能力」に特徴的な能力要素には\_\_\_下線を引いて示した。]

表1は、「教育が育む能力」と「社会が求める能力」を各能力カテゴリー別に分類し、比較したものである。本稿では、「知識・学力」、「自己管理能力」、「創造力」、「協調性」、「行動力・発信力」、「倫理観・公共心」、「その他」の七つを重要な能力カテゴリーとして設け、それぞれに対応する能力・資質をカテゴリー別に分類した。

全体的な傾向として、「教育が育む能力」と「社会が求める能力」との間には共通性や一貫性が見られるものの、特に「教育が育む能力」に顕著な傾向として、協力・協調し合う能力の育成に重きを置いていることが見て取れる。教育の目的には「協調性」、「協同の精神」、「貢献心」、「自他の敬愛」等の能力の育成を目指すことが明示されており、他者との助け合いや協調性、調和や協同の精神が、教育を通じて子どもたちの中に大切に育まれていることがわかる。大きな災害時にも共に助け合い、支え合う日本人の姿や秩序ある行動は、多くの海外の人々を驚かせ、感動させたが、このような他者への思いやりの心や協同の精神は、まさに日々の教育を通じて育まれている能力の一つであると言える。また、「道徳心」、「正義感」、「生命倫理観」、「平等性」、「公正・公平性」、「公共心」等の倫理観や公共心の育成についても、子どもたちに身につけさせたい能力として教育が重要視していることがわかる。高い倫理観や公共心、他者への思いやりや配慮ある行動等は、教育を通じた日々の人間教育の取り組みが子どもたちの心や精神を豊かに育て、その成果として、人間性や人格の成長に大きく寄与していると言える。

さらに、「社会が求める能力」として直接的な表記のない能力要素のうち、「教育が育む能力」として挙げられているものとして、「環境保護意識」、「伝統・文化の尊重」、「愛国心・郷土愛」、「豊かな感性」、「国際理解」、「国際性」がある。これらは、2006年の教育基本法の改正により新たに明確化された内容であり、教育を通じて子どもたちに育む必要のある能力とされる。地球環境の悪化や高度情報化社会、さらにはグローバル時代の到来とともに、子どもたちに求められる能力・資質も変化している。子どもたちが豊かな人生を実現させ、グローバルな社会においても活き活きと活躍できる人間へと成長するために、未来を見据えた人間教育に励むことがこれまで以上に求められている。

一方、「状況把握力」や「傾聴力」、「意思疎通力」については、社会において求められる能力であるものの、教育においては直接的な目標として示されていないため、状況を踏まえて判断し行動する能力や他者の話を聴き、それに対して自分の考えや意思をうまく表現し伝える能力の育成については、やや課題が残ることが窺える。平成26年11月の中央教育審議会においても、近年の子どもたちは「判断の根拠や理由を示しながら考えを述べること(文部科学白書, 2014: 43)」が苦手であるとの指摘がなされており、今後は、社会との接続も踏まえこれらの能力の育成についても教育が力を入れていく必要がある。

以上のとおり、「教育が育む能力」と「社会が求める能力」との間には、一定の連続性と整合性が確認された。今後の教育の在り方として、激動する社会的変化にも柔軟に対応し得るよう、教育の本質を見極め、不変の教育理念を継承しつつも、豊かな人間性と確かな能力・資質を兼ね備えた調和のとれた高い潜在能力を持つ人間の育成がますます求められるであろう。

## おわりに

教育を通じて、我々教育に携わる者は、子どもたちに何を伝え、何を育み、何を残すことができるのだろうか。「子どもという存在は、成長するということを本能的に求めている、成長する授業・指導を望んでいる(菊池, 2015: 174)」という言葉にあるように、わかるようになることやできるようになることを望まない子どもはいない。教育がなすべきは、子どもたちの未来の成長と無限の可能性を信じ、子どもたちがその後の人生においても自主的に学び、自立的に成長し続けられるよう、人間性の本質を磨き、学びの方法の基本を教え、探究する意欲や創造性、興味や関心を喚起することにある。

教師は学校教育の直接の担い手であり、子どもたちの人間教育・人格形成に大きな影響を及ぼす存在であるがゆえに、その職責は計り知れず大きい。この点を鑑み、文部科学省(2006: 8)は、「優れた教師の条件」として次の三つの要素、「1) 教職に対する強い情熱(教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感など)、2) 教育の専門家としての確かな力量(子ども理解力、指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの

力、教材解釈の力など)、3) 総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、教職員全体と同僚として協力していくこと)」が教師の資質として求められるとしている。

シナリオのない毎時、毎日に適切且つ臨機応変に対応するため、教師には卓越した洞察力と的確な判断力、そして責任感に裏打ちされた行動力と遂行能力とが求められる。同時に、子どもたちへの限りない愛情と信頼が脈々と流れ続けていることが、教育を行ううえで不可欠である。

知識偏重教育の時代は終息を迎え、人間性に加えて資質・能力の育成をより重視する時代が訪れた。知識は、一定の期間を経てその多くが忘れられていくものであるが、高度情報化・デジタル化社会の到来により、知識や情報の多くは比較的容易に入手可能なものとして捉えられるようになった。一方、資質や能力、態度といった性質のものは、一昼夜にしては身につかないものであり、長年に亘る教育の成果としてじっくり時間をかけて培われるものであるがゆえに、年月を経てもたやすく失われるものではない。このように、人間の本質に深く関わるものとして刻まれていく資質・能力は、冒頭で触れた「学んだことをすべて忘れ去ってしまった後にも残るもの」の一つとして極めて重要であると言える。「多くの努力を注ぎ込んだことは、この功績をすぐに手中にすることはないかもしれない。しかし、全精力を集中して学んだことは生涯忘れないであろう<sup>25)</sup>」という吉田松陰の言葉からも、教育の本質とは何かを窺い知ることができる。

教育の成果というものは、直ぐに目に見える形での結実は難しいものであるが、子どもたちは日々着実に成長への歩みを進めている。毎日が子どもたちにとって学びと人間的成長の連続となるよう、我々教育に携わる者は、教育の中身とその方法を工夫し、根気強く子どもたちと深く関わり合い続けることが肝要である。教育は「子どもを育てるのではなく、人間を育てる(菊池, 2015: 165)」ことを意味する。したがって教師には、教育が子どもたち一人ひとりの人格や人間性という根幹的な部分に大きな影響を及ぼすものであり、そこへ自身が深く関わっている、という自覚と覚悟が必要である。

本稿は、先人の賢者たちが遺した言葉を交えつつ、教育の基本となる人間観に触れた。一人ひとりの教師がどのような人間観、あるいは教育観、指導観、生徒観を持っているかによって、教育の在り方は大きく変わる。教育に関して確固たる理念も流儀もないサラリーマン的感覚では、教職はとても務まらない。そもそも、教職が人間教育に関わるという意味において、何の使命感も信念もないまま無責任に人間教育に携わるということは、決して許されることではない。これは新任の教員においても同じことが言える。新任であろうとベテランであろうと、教壇に立った瞬間から教師としての責務を果たさなければならぬ。人間観や教育観、指導観や生徒観は、本来、各々の教師が自身の教師人生を通して常に追求し続けていくものであるが、教育に携わるにあたって、自分なりの教育に対する志しや信念は、教師の誰もが持ち合わせていなければならない。

本稿を貫く教育観も筆者の信じるところに基づくものに過ぎないが、本稿が、教育に携わる関係者やこれから教職を目指す者にとって、「教育の本質とは何か」、「教職の意義とは何か」、「教育の目的とは何か」、「教師の使命とは何か」等についてあらためて自身に問い直し、考えを深める好機となれば、このうえない喜びである。

教育の本質に迫ることを目指して考察を行ってきたが、本編では未だほんの入口を垣間見たに過ぎない。これからの時代に求められる教師の資質や能力については、十分に議論し尽くせなかった。また、成長過程にある子どもたちに対する教師の教育観や生徒観、指導観の在り方については、さらに詳しい考察が必要である。これらについては今後の課題として、引き続き議論を深めることとしたい。

教育が、子どもたち一人ひとりの可能性の蕾を芽吹かせ、豊かな人間性を育み、未来を明るく照らす希望の光となることを心から願って、本稿を結ぶこととする。

## 注

- 1 Alan Lightman (1994) "Ideas and Opinions by Albert Einstein", The

Modern Library: New York.の69頁より、原文の英文を引用。

- 2 Albert Einstein (1879～1955) は、ドイツ生まれのノーベル物理学賞受賞者で、相対性理論を確立した。20世紀最大の物理学者と称される。
- 3 Alan Lightman (1994) “Ideas and Opinions by Albert Einstein”, The Modern Library: New York. の63頁。
- 4 本稿における「教育」は、学校教育のみならず、「家庭」・「学校」・「社会」におけるすべての教育を含むが、中でも特に学校教育に焦点をあてて論じる。
- 5 学校教育法によると、学校とは、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする（第一章 総則 第一条）」と明記されている。私立学校も含まれる。
- 6 戦後の制定から60年余り続いた旧教育基本法は、新しい時代に対応するため全面改正が行われ、2006年12月22日に改正教育基本法が公布された。
- 7 田中（2007: 32）は、「『人格の完成』は個人の色彩が強いが、『国家及び社会の形成者として』という表現については『個人は同時に国家・社会の一員でもある』という『公的な側面』を強調するためのものである」と述べ、また、苫野(2014: 29)は「教育は、『個』のためであると同時に、『社会』のためのものなのである」と述べており、教育の二つの目的について言及している。
- 8 学校教育法は、憲法、教育基本法の理念を受け、日本の学校制度の基準を定めた学校制度法である。
- 9 教育基本法における「教育」が学校教育のみならず家庭教育・社会教育を含むのに対し、学校教育法における「教育」は、「義務教育」を指すことに留意したい。
- 10 川口雅昭（2015）『吉田松陰 真の教え』、太陽出版、186頁。
- 11 苫野（2014）は、権威とは子どもたちから教師へのあこがれや尊敬、敬愛であると説明している。195-198頁。
- 12 堀秀彦〔編〕（1958）『格言の花束』、現代教養文庫、197頁。
- 13 川口雅昭（2015）『吉田松陰 真の教え』、太陽出版、166頁。
- 14 前掲書、28頁。
- 15 井上久雄〔著〕、川口雅昭〔訳編〕（2007）『大教育者のことば』、致知出版社、74頁。
- 16 前掲書、72頁。
- 17 前掲書、73-74頁を参照した。現代語訳については、原訳をもとに筆者自身による現代語訳を優先している。
- 18 川口雅昭（2015）『吉田松陰 真の教え』、太陽出版、192頁。
- 19 前掲書、178頁。
- 20 多くの植物が春になると一気に芽吹く現象を応用し、種や球根をしばらく冷所で保管した後、暖かい所へ移動させることによって芽吹かせる。これを春化処理と言う。冬の寒さの後、春の暖かさを感知すると植物は一気に発芽する。これは、

自然界の中で冬から春へと春化处理が行われるからである。

- 21 井上久雄 [著]、川口雅昭 [訳編] (2007)『大教育者のことば』、致知出版社、75頁。
- 22 前掲書、76-77頁を参照した。現代語訳については、原訳をもとに筆者自身による現代語訳文を優先している。
- 23 川口雅昭 (2015)『吉田松陰 真の教え』、太陽出版、78頁。
- 24 前掲書、184頁。
- 25 前掲書、68頁。

### 参考文献

- 荒牧重人、小川正人、窪田眞二、西原博史 [編] (2015)『教育関係法』、日本評論社。
- Alan Lightman (1994) “Ideas and Opinions by Albert Einstein”, The Modern Library: New York.
- 井上久雄 [著]、川口雅昭 [訳編] (2007)『大教育者のことば』、致知出版社。
- 解説教育六法編集委員会 [編] (2015)『解説教育六法 平成27年度版』、三省堂。
- 川口雅昭 (2015)『吉田松陰 真の教え』、太陽出版。
- 菊池省三 (2015)『挑む』、中村堂。
- 経済産業省 (2009)『社会人基礎力育成の手引き』、経済産業省。
- 厚生労働省 (2004)『就職基礎能力』  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0310-6a.html> (最終閲覧日: 2015年12月22日)
- 田中壮一郎 [監修]、教育基本法研究会 [編著] (2007)『逐条解説 改正教育基本法』、第一法規。
- 苫野一徳 (2014)『どのような教育が「よい」教育か』、講談社。
- 土岐圭子 [著]、近藤千恵 [監修] (2006)『教師学入門』、みくに出版。
- 宮川理奈子、浅沼茂 (2015)「自己肯定感を育む現代教師の特質—7人の優秀教員の語りの分析から—」、東京学芸大学紀要 総合教育科学系 66(1), 12-26.
- 文部科学省 (2003)「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について (答申)」, 平成15年3月20日 中央教育審議会。
- 文部科学省 (2006)『教員に求められる資質能力に関する関連答申』資料2, 平成18年7月11日 中央教育審議会。
- 文部科学省 (2007)『新しい教育基本法と教育再生』, 文部科学省。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/houan/siryoy/07051112/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan/siryoy/07051112/001.pdf)  
(最終閲覧日: 2015年12月22日)
- 文部科学省 (2014)『初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (諮問)』, 平成26年11月20日 中央教育審議会総会。

文部科学省（2015）『平成26年度 文部科学白書』，文部科学省．

文部科学法令研究会 [監修]（2015）『文部科学法令要覧 平成27年度版』，ぎょうせい．